

特許 & 技術レポート

河 合同特許法律事務所/SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2020-08

ハイライト：

特許審判院、審判部を全面改編	1
特許庁、出願人とのコミュニケーションによる協議審査を試験的に実施！	2
APRの商標紛争の終結…「3億ウォン賠償」で2審判決確定	4
第4次産業革命の必須部品、イメージセンサの特許出願が活発	5
空気清浄機のデザイン出願が急増…デザインもアップグレード	6
高いノイズ減衰効果により光遺伝学および光治療研究の活用に期待	6



IP制度

特許審判院、審判部を全面改編

-審判の公正性・独立性・審理充実性の向上を期待

特許庁特許審判院は、特許審判の公正性・独立性・審理の充実性を高めるために、現行の11の審判部を36の体系に全面的に改編した。

特許審判院は、特許庁審査官の拒絶決定に対する不服時の妥当性当否の判断機能と共に、特許・商標・デザインなどの知財権に関する紛争を準司法的手続に基づいて対処する特別行政審判機関である。

既存の特許審判院には、権利および技術分野別

に分かれた11の審判部と局長レベルの審判長が11名、課長レベル以下の審判官が96名おり、審判長1名あたり約9名の審判官を統率する必要があった。

このような過剰な統率構造では、特許法の趣旨に沿った審判官3人の合議をより充実させ、審判の公正性・独立性を持続的に高めていくのは困難であった。

また、年間処理される1万件余りの事件のうち、大半は書面により審理していたが、最近、特許などの知的財産の重要性が高まるにつれ、より深度ある口頭審理を拡大するために審判システムの改編が必要であった。

よって、制度改善のために、2019年から1年以上かけて様々な内部・外部からの意見聴取、関係部処との協議などを経て、特許法および商標法施行令、特許庁の職制、および職制施行規則の4つの法令改正を完了した。

その結果、特許審判院の審判部を11から36まで大幅に拡大し、各審判部は審判長1名、審判官2名により構成され、審判部の独立性を強化して実質的な「3人合議体」が全面的に施行される。

審判長や審判官を増員せずに審判システムを効率化するため、審判長の資格要件を、審査・審判・訴訟の経験をかね備えた課長までに拡大した。

一方、米国、欧州、日本、中国などの主要国も審判長1名と審判官2名による3人の審判部を有するため、今回改編された構造は、国際的基準を満たしている。

審判部と審判長が大幅に拡充されたことにより、審理により多くの時間を投入して充実した3人の合議が可能となり、審判廷で審判部が当事者の意見を直接聴取することにより、争点を分かりやすく整理して当事者の判決結果への受容度を高めることのできる口頭審理を全面的に拡大できる基盤が整えられた。

また、社会的関心の高い事件、利害当事者が多い事件、法的・技術的争点が複雑な事件、細部技術ごとの専門性が必要な事件を拡大後の36の審判部が分担し、専門的に処理することができるようになった。

特に、審査・審判・訴訟の経験豊かな課長3名で対等審判部を構成し、争点について十分に議論を交わしながら結論を導き出す過程を通じて審理を強化する計画であり、審判長は、審判部ごとに品質モニタリングおよび審判部間の討論を活性化して、判断基準の統一性を一層高める予定である。

特許審判院長は、「法院に準ずる3人合議部のシステムを整えることで、今年の特許審判のイノベーション基盤が築かれる元年となることが予想され、国民に信頼される特許審判院となるよう、今後さらなるイノベーション化を推進していく」と語った。

特許庁、出願人とのコミュニケーション による協議審査を試験的に実施！

融複合技術の出願に対して、出願人が希望すれば3人の審査官が共に審査する高品質な審査サービス

を提供

特許庁は、融複合技術の出願に対して出願人が申請した場合、3人の審査官が面談に参加して、迅速かつ正確に審査する「コミュニケーション型協議審査」を試験的に実施すると発表した。

これまでは、審査官が対象を選定して協議して審査してきたが、今後は、出願人が申請した場合においても審査できるよう拡大するものだ。

出願人は、特許庁の融複合技術審査局で審査する出願において「面談」の申請をすれば、簡単に3人協議審査を申請することができる。

「面談」の申請は、韓国特許庁のホームページ「特許路」から申請でき、別途の手数料がかからない。ただし、運用初期であることを勘案して、①3人協議の必要性が認められること、②代理人が出席すること、の二つの要件を満たす場合に限り試験的に運営される。

また、映像会議、電話面談など非対面の面談も可能なため、新型コロナのリスクに対して安全に利用できる。

一方、特許庁は、昨年11月の融複合技術審査局の新設をきっかけに3人協議審査を本格的に導入しており、3人の審査官が意見を出し合うため、一段とアップした高品質の審査サービスが提供されると評価される。

今回導入されたコミュニケーション型協議審査は、出願人と審査官との間のコミュニケーションチャンネルである面談制度と、3人協議審査が結びつくことでシナジー効果が期待できる。

特許庁の融複合技術審査局長は、「面談制度のメリットである出願人と審査官との迅速かつ正確な意見交換、および協議審査のメリットである集団的知性の活用の結合により、高品質な審査サービスを出願人が選択できるようになったことに大きな意義がある」と述べ、「コミュニケーション型協議審査は、デジタルニューディール時代を目前とする韓国企業を積極的にサポートすると共に、より一層ビジネスのしやすい環境をつくっていく上で寄与するだろう」と述べた。



特許判例

特許法院2020. 3. 20. 宣告2019HE03083
[権利範囲確認(特許)]

【事件の概要と判事の要旨】

一被告の実施製品は確認対象発明と同一で確認の利益があり、確認対象発明の「ポリエチレンオキシド」および「ヒドロキシエチルセルロース」は、本事件特許発明の出願過程で原告によって意識的に除外されたとみるのが妥当なので、請求項1の構成2-2と確認対象発明の対応構成は、均等関係にあるといえないとみた事例

*構成2-2：親水性高分子としてヒドロキシプロピルメチルセルロースとヒドロキシプロピルセルロースおよびアンモニオメタクリレートコポリマーからなる群から選択される1つ以上の放出制御型徐放性基剤を含む徐放部

1) 確認の利益認定の可否

被告が確認対象発明を実施する予定とし、原告を相手に本事件消極的権利範囲確認審判を請求して、確認対象発明が本事件特許発明の権利範囲に属さないという内容の本事件審決を受けた。

被告は、医薬品の製造業に従事する者であって、本事件審決後の2019年5月28日、サルポグレラート塩酸塩を有効成分とする被告の実施製品に対して、食品医薬品安全処から優先販売品目許可を受け、慢性動脈閉塞症による潰瘍、痛みおよび冷感などの虚血性症状の治療剤として、これを製造・販売している事実が認められるので、たとえ原告の主張のように、被告の実施製品が確認対象発明と同一でないとしても、そのような事情だけで、被告が確認対象発明を将来実施する可能性が消滅したと見るのは難しい。

さらに、薬事法第50条の8（優先販売品目許可）第1項第2号によると、食品医薬品安全処長は、薬事法第50条の7第2項により審判を請求した者のうち、登録特許権に関して当該医薬品が特許権利範囲に属さない旨の審決を受けた者に対し、優先販売品

目許可をしなければならない。被告が本事件審決後に被告の実施製品について優先販売品目許可を受けた事情に照らしてみると、食品医薬品安全処長は、被告の実施製品について優先販売品目許可をする過程で、上記規定に基づいて被告の実施製品が確認対象発明と同一であるか否かを確認したものと推認されるので、被告の実施製品は、確認対象発明と同一であると認められる。

したがって、本事件審判請求が不適法であるという原告の主張は理由がない。

2) 均等関係の認定可否

本事件特許発明の明細書を通じて把握される本事件請求項1の技術思想の中核は、従来のサルポグレラート塩酸塩の迅速な吸収および速い消失による服薬順応度の減少と薬物効率が低下することを克服するために、薬物を迅速に溶出させる速効性賦形剤を含む速放部と、薬物が長時間にわたって放出されるようにする放出制御型徐放性基剤を含む徐放部で構成された多層錠剤において、サルポグレラート塩酸塩が速放部から迅速に溶出して有効血中濃度に達し、徐放部から長期間にわたって放出されるようにすることにより、薬効の発現時間がそのまま維持されると共に、長期間持続するように維持させることにあるが、このような技術思想の中核は、本事件特許発明の出願当時に公知となったと見るのは難しい。したがって、確認対象発明は、本事件請求項1と技術思想の中核が同一なので、課題解決の原理が同一である。

分割出願がなくても、特許出願人が意見書提出を通じて特許庁審査官の拒絶理由を承服するという意思を表示し、記載不備ないし進歩性欠陥の拒絶理由を克服するために、特許請求範囲を減縮する行為を行ったならば、そのような減縮により除外された部分は、特別な事情がない限り補正後の発明の保護範囲から意識的に除外されたものと見るべきである。

原告は、通知された意見提出通知書に対して、指摘された拒絶理由を克服して特許を受けるために、「審査官の見解に承服する」旨の意見書と共に補正書を提出すると共に、本事件出願発明の請求項1の速効性賦形剤、親水性高分子、発泡性添加剤および

放出制御型徐放性基剤を、特許庁審査官が発明の詳細な説明によって裏付けられると認められた成分に限定し、これと共に速効性賦形剤、親水性高分子、発泡性添加剤、放出制御型徐放性基剤に関して、上記のように限定した成分よりも多くの成分を開示していた請求項1の従属項（請求項3、5、6、7）からその成分の限定を削除し、これと共に下記のように「実施例5～7で限定された成分からなる多層錠剤の溶出試験を行った結果、サルポグレラート塩酸塩が持続的に溶出するという効果がすべて現れることを確認した。」旨の意見を提示した。上記事実を、先に見た法理に照らしてみると、確認対象発明の徐放部に含まれる放射制御型徐放性基剤である「ポリエチレンオキシド」と「ヒドロキシエチルセルロース」は、本事件特許発明の出願過程で、原告によって意識的に除外されたとみるのが相当である。

そうであれば、本事件請求項1の錠剤中の徐放部に含まれている親水性高分子と放出制御型徐放性基剤において、確認対象発明の「ポリエチレンオキシド」と「ヒドロキシエチルセルロース」は、本事件特許発明の出願過程で、原告によって意識的に除外されたとみるのが妥当である。

それゆえに、本事件請求項1の構成2-2と確認対象発明の対応構成は、均等関係にあるといえない。

したがって、確認対象発明は、本事件請求項1の権利範囲に属さない。

紛争

APRの商標紛争の終結… 「3億ウォン賠償」で2審判決確定

メディアコマース企業であるAPR社が、美容石鹸「マジックストーン」をめぐる5年間の法的紛争を終結させた。業界では、「韓国の化粧品スタートアップの代表的成功事例として挙げられる企業が、全ての法的リスクを解消した」という評価をしている。

◆控訴審宣告に原告と被告の双方が上告放棄…そのまま確定

特許法院の特許24部は、最近、A社の元社長B氏が「商標権侵害により損害を受けた」としてAPRを相手に20億ウォン（約1億7600万円）の損害賠償請求をしていた訴訟の控訴審において、APRに対してB氏に3億ウォン（約2600万円）を支払うよう命ずる判決を言い渡した。この判決に対して、原告・被告共に上告を放棄したため、5年間続いた法的紛争は終結した。

控訴審において裁判部が認めた損害賠償額である3億ウォンは、1審当時の6億ウォン（約5300万円）の半分にあたる。B氏側が当初提起していた損害賠償請求額である22億ウォンの約14%に相当する。

裁判部は、美容石鹸「マジックストーン」の商標権侵害に関して、以前は知名度の低かった「マジックストーン」の商標価値などを考慮すると、原告側に生じた被害は微々たるものであるだけでなく、APRの利益もやはり微々たるものであるという点を勘案して、このような判決を下したとみられる。

APR側の代理人は、「今回の判決は、裁判部が被告のAPR側が提出した『マジックストーン』の実際の売上額と販売単価・期間などをあまねく検討して、1審における賠償額の算定方法に誤りがあったことを一部受け入れたものと解釈される」と語った。

◆「法律紛争が終わったので、新規事業・海外進出に乗り出す」

「マジックストーン」関連の商標紛争は、5年前の2015年までさかのぼる。APRが発売した美容石鹸「マジックストーン」が、A社が販売していた商品名と似ている点を挙げて、A社の元社長B氏が異議を提起したものである。APR側は、「自社で確認したところ、『マジックストーン』の商標登録当時、A社は廃業状態だった」と主張したが、妥協点を見つけるのが難しかったため、2017年に訴訟に突入した。

1審ではB氏の主張を相当部分認めて、APRに対してB氏に6億ウォンを支払うよう、原告一部勝訴の判決を下した。控訴審でもB氏の主張を一部受け入れたのが、賠償額は3億ウォンに大幅に削減された。

APRの関係者は、「商標の『マジックストーン』は使用しなくなってから大分たっており、全体の売上のうち石鹸が占める割合も1%に満たない」とし、「損害賠償額の支払いによる営業や財務への影響は全く

ない」と語っている。また、「5年間続いた紛争が円満に終わったので、今後は、新規事業や海外進出などに、一層集中できるようになった」と加えた。

2014年に設立されたAPRIは、昨年までの5年間で年平均90%を超える実績の成長を謳歌してきた。今年の第1四半期は、連結ベースの売上494億ウォン(約43億5700万円)、営業利益61億ウォン(約5億3800万円)の実績を上げ、営業利益率12.3%を記録している。

出願動向

第4次産業革命の必須部品、イメージセンサの特許出願が活発

最近、自律走行、ドローン、AIロボットなど多様な分野でCMOSイメージセンサが適用されており、これに伴って関連出願も増加し続けている。

最近、特許庁が行ったCMOSイメージセンサに関する特許出願の分析では、2015年には190件だったが2019年には263件と着実に増加している。出願人別では、韓国人の出願が52.4%で、外国人の出願を上回っている。

企業別ではサムスン電子が27.5%、ソニー(日本)が16.3%、SKハイニックスが11.5%、そしてTSMCが7.2%で、出願全体の62.5%を4大グローバル企業が占めている。

詳細技術別に出願動向を見ると、イメージセンサの自動車分野への適用が拡大するに伴い、暗い場所でも効率的に作動する技術が25%、スマートフォンカメラの高級化に伴って鮮明度を上げる技術が18%を占めている。また、ドローンや個人放送の増加に伴って高解像度技術の出願も14%にのぼる。

特許庁は、「イメージセンサは、AI、自律走行車、ドローンなど、第4次産業革命の必須部品であるため、今後爆発的な需要が予想される」とし、「中核部品に関する技術の自立のため持続的な研究開発と共に、これを保護するための強力な知財権の確保が必要である」と伝えた。

ブロックチェーン関連の特許出願が爆発的に増加

-ブロックチェーンで実装された認証セキュリティ分野の特許出願が大幅増加

ブロックチェーン関連の韓国国内の特許出願は、2015年に仮想通貨関連の発明を中心に発出され、最近では、多様な分野に応用した特許出願が大幅に増加していることが分かった。

特許庁によると、ブロックチェーン関連の国内特許出願は、2015年には24件であったが、2019年には1301件と50倍以上に急増したことが分かった。

過去5年間(2015~2019年)の出願人は、中小企業(1580件、54%)、個人(483件、16.4%)、大学/研究所(378件、12.9%)、外国法人(237件、8.1%)、大企業(233件、8%)、その他(17件、0.6%)の順であり、中小企業、個人および大学/研究所が相対的に高い割合を占めている。

ブロックチェーン技術を主要技術別に区分すると、認証/セキュリティ技術(614件、21%)、フィンテック関連技術(573件、19.6%)、資産管理技術(405件、13.8%)、ブロックチェーン基盤技術(374件、12.8%)、プラットフォーム応用技術(167件、5.7%)、履歴管理技術(140件、4.8%)、IoT適用技術(31件、1%)、その他(624件、21.3%)の技術分野に分けられる。

また、ブロックチェーンシステムでは、ユーザー認証に関する出願、ネットワークへの悪意ある攻撃を探知する出願、偽造・変造の検証および防止に関する出願などが増加するに伴い、ブロックチェーンで実装された認証/セキュリティに関する特許出願は、2015年には9件に過ぎなかったが、2018年に188件、2019年に285件と急激に増加している。

特許庁は、「ブロックチェーン技術は、ビットコインのような暗号通貨だけでなく、認証/セキュリティ、フィンテック、電子投票、著作権管理、資産の履歴管理など幾つもの分野で応用でき、第4次産業革命をリードする技術として注目を浴びている。また、新型コロナウイルスの収束後も、非対面での業務環境やサービスは増加するはずであり、これと比例して、セキュ

リティ上のリスクも増加するはずだ。そのため、ブロックチェーンで実装された認証/セキュリティ技術に関する特許出願は、今後も増えることが予想される」と伝えた。

空気清浄機のデザイン出願が急増 …デザインもアップグレード

MERSの時期と比べ299%増加

		
空気清浄機 (デザイン第1053282号)	空気清浄機 (デザイン第1058069号)	車両用空気清浄機 (デザイン第1027661号)
		
車両用空気清浄機 (デザイン第1043797号)	マスク型空気清浄機 (デザイン第1052361号)	空気清浄機 (デザイン第1038537号)

▲空気清浄機のデザイン登録事例

新型コロナウイルスにより、ウイルス対策への関心が高まり、微細粉塵のほかにウイルスも除去できる空気清浄機の開発やデザイン出願が急増している。特にアンタクト（非対面/untact）のために在宅勤務が増え室内に留まる時間が長くなるにつれ、室内の空気をきれいに保ちたいという需要が増えているためである。

特許庁によると、空気清浄機のデザイン出願は、MERSが流行した2015年には113件であったが、2017年には166件、2018年には269件と徐々に増加し、昨年は451件出願されてMERSの時期と比較すると299%で約4倍も増加した。今年は、5月までに約110件出願されている。

最近の空気清浄機は、微細粉塵やウイルスを遮断する空気清浄効果に加湿機能や照明機能などが加わり、室内の装飾にもなるインテリア効果の高いデザインが出願されている。

特に、住居空間である室内の空気の浄化だけでなく、移動時に使用できる車両用空気清浄機や、いつでも使いたい場所で使用できるポータブル空気清

浄機のデザイン出願が、急速な増加傾向をみせている。

特許庁の商標デザイン審査局長は、「最近では、生活の質を優先する消費者の需要により様々なデザインが出願されており、コロナなどの感染症の拡散により衛生や健康への関心が高まるにつれ、きれいな空気的重要性が一層強調されているため、空気清浄機のデザイン出願は一層活発になることが期待される」と語った。

最新技術

高いノイズ減衰効果により光遺伝学 および光治療研究の活用を期待

KAIST（韓国科学技術研究院）は、電気・電子工学部および医科学大学院教授らが参加した共同研究チームが、ポリマー電気放射技術を用いた微小電子機械システム（MEMS）の工程に取り入れて、リアルタイムで脳皮質伝導測定が可能な、透明かつ柔軟な微小電極アレイ（配列）を製作することに成功したと発表した。

今回開発された脳皮質伝導微小電極アレイは、従来の不透明な金属電極とは異なり、光によって発生するノイズ信号が非常に小さく、自由な光の伝達が可能なため、光遺伝学および光治療の研究に大きく役立つものと期待される。

これは、高い透過度を有している、「Photoelectric artifact（金属電極が光を受けると電極に電位差が生じて電流が流れる現象によって発生するノイズ信号）」が非常に弱く、また、光の伝達が大変容易であるため、他の透明微小電極アレイと比べると電気化学インピーダンスが低く、脳皮質の伝導測定に大変有利である。

研究チームは、独自開発した柔軟かつ透明な微小電極アレイを性能評価するために、外部変形による抵抗変化や電気放射時間による電気化学インピーダンス、電荷保存容量などを測定した結果、電極そのものの特性を容易に調節可能な点など、多くの面で優

れた性能を見せたと説明した。

実際に、研究チームが微小電極から発生する「Photoelectric artifact」を比較分析した結果、10倍以上の減衰効果があることを確認した。

これと共に、ネズミの脳の様々な皮質領域に渡り柔軟で透明な微小電極アレイを配置した後、光の刺激を通して発生する脳皮質伝導信号を測定した結果、信号を定量で比較して光が円滑に伝達される現象を観測することにも成功した。

研究陣は、「現在、この新技術を基盤に、光刺激と共に正確な脳皮質の伝導をリアルタイムで測定できる微小電極及び微小光源が集積された多機能性微小電極アレイの開発のために、後続研究を進めている」とし、「光源と電極が共に集積された多機能性素子の開発に成功した場合、光遺伝学や光治療などの研究を行う脳科学者が楽に使用できるニューロツール (Neuro Tool) の開発につながるはずだ」と述べた。

一方、今回の研究結果は、国際学術誌「アドバンスド・ファンクショナル・マテリアルズ (Advanced Functional Materials)」7月2日号の表紙論文に選出された。

韓国における知的財産問題でお悩みですか 新しい選択、HA&HAにお任せ下さい。

(調査、特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、
インターネット上の権利、コンピュータープログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

河 合同特許法律事務所

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-548-1609
Fax : +82-2-548-9555, 511-3405
E-mail : haandha@haandha.co.kr
Website : <http://haandha.co.kr>

SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-3443-8434
Fax : +82-2-3443-8436
E-mail : st@stpat.co.kr